

# 改善基準告示の見直しのスケジュール




- ▷ 自動車運転者は、他業種と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死等防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められたところ。
- ▷ 働き方改革関連法により、自動車運転者も時間外労働の上限規制(年960時間)が法定されたところであり、令和6年4月の施行に向け、改善基準告示もこれを踏まえた内容に見直しを行うことが必要。

▷ 令和元年11月 : 労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置



実態調査等を実施

▷ 令和3年4月 : 専門委員会の下に、「業態別作業部会」を設置

 タクシー部会	 バス部会	 トラック部会
令和3年 5月～	令和3年 5月～	令和3年 4月～
見直しの議論	見直しの議論	見直しの議論
令和4年 3月	令和4年 3月	令和3年 10月
タクシー とりまとめ	バス とりまとめ	実態調査を実施 (2回目)
		令和4年 夏頃(予定)
		トラック とりまとめ

▷ 令和4年12月頃 : 改善基準告示 改正 (令和6年4月 施行)